

消費者スマイル基金 第15回助成事業
特定適格消費者団体の行う被害回復関係業務に対する助成事業
(実施要領)

助成の対象：

次のいずれかの業務を行った特定適格消費者団体の被害回復関係業務。ただし、同一の回の助成事業において、適格消費者団体として差止請求関係業務に対する助成を申請する者は、本助成を申請することはできません。

- (1) 共通義務確認訴訟の提起（第一審、控訴審、若しくは上告審）
- (2) 裁判外の被害回復の実現

※上記(1)及び(2)の重複申請は不可。特定適格消費者団体として申請した場合、適格消費者団体としての申請は不可です。逆の場合も同様です。なお、複数事案について業務を行った旨の申請であっても1件の申請として取り扱います。

対象期間（上記業務を実施した期間）：

2024年6月19日（水）～2024年11月30日（土）

助成金額：

第15回助成事業全体（特定適格消費者団体、適格消費者団体及びその他の非営利法人を対象とした都合3つの助成事業）で総額300万円を上限とし、応募団体の数等を勘案して決定します。

申請方法：

- 申請書
- 添付資料

1.活動実績を証する書類

(1) 共通義務確認訴訟の提起の場合

- ① 訴状、控訴理由書（検討中の場合は控訴状）、若しくは上告及び上告受理申立理由書（検討中の場合は上告及び上告受理申立書）
- ② 消費者契約法第30条及び同法施行規則第21条第2項第2号関係「被害回復裁判手続の概要及び結果の記録」様式に、2024年11月30日までの状況を記載したもの

(2) 裁判外の被害回復の実現の場合（次のいずれかの書類）

- ① 自団体のウェブサイトで公表している場合はその写し。
- ② 未公表の場合は、被害回復関係業務に関する事業者等との交渉経過の記録（事案別）様式例（法第30条及び施行規則第21条第2項第1号関係）「被害回復関係

業務に関する事業者等との交渉経過の記録」

※当該事案に係る団体からの申入れ（要請）書及び相手方からの回答書の各写しでの代替も可。

2. 被害回復関係業務を今後も実施することを証する書類

本件助成申請日を含む年度の事業計画書

（被害回復関係業務を明示したもの、様式は自由）

3. 活動実績を一般消費者に判り易く PR する資料

(1) 共通義務確認訴訟の提起、控訴又は上告等の場合

本件の被害実態、相手方に請求した事項及び請求の理由等を一般消費者向けに PR する資料（A4 1 頁を目途）

(2) 裁判外の被害回復の実現の場合（非公表事案の場合は不要）

本件の被害実態、相手方に請求した事項及び請求の理由並びに相手方の対応及び被害回復の実績等を一般消費者向けに PR する資料（A4 1 頁を目途）

○提出期限

2024 年 12 月 13 日（金）（必着）とします。

審査について：

助成申請を受けて、当基金において審査を行い、助成の可否及び助成額を決定。

決定の発表は、2025 年 1 月下旬（予定）とします。

助成決定後の契約について：

助成申請を受けて、助成を決定した場合は、添付内容にて助成契約書を取り交わしていただきます。助成金の目的外使用の禁止（第 4 条）、活動報告書（第 5 条）、報告の聴取（第 6 条）、助成決定の取消（第 7 条）、助成金の返還（第 8 条）、消費者スマイル基金からの助成を受けている旨の表示（第 9 条）等、助成契約書の内容をご確認の上、助成申請くださいますようお願いいたします。

活動後の報告について

別添の契約書に従って、活動報告書を指定の時期までに提出くださいますよう、お願いいたします。